消費生活相談窓口つうしん　第62回

子どものオンラインゲームの利用にご注意

市内で最近起こった相談事例の情報をお伝えします。

事例　クレジットカード（以下、カード）の利用明細書を確認していたら、利用限度額の20万円が使われていた。

身に覚えがなかったので、内容をクレジットカード会社に確認したところ、子どもがふだん遊んでいるゲーム機で、オンラインゲームのゲームソフトをダウンロードしたものや、ゲームに勝つために購入したアイテムのようなものの代金だった。

カード決済に必要な情報は、子どもが親のいないときにカード番号を盗み見して入力したようだが、支払わなくてはならないか。

このような相談の他にも、保護者が携帯電話で子どもに無料ゲームだと思い、使わせていたところ通信費は別にかかることがありました。そして、そのゲームの中に有料アイテムがあり、簡単に購入できてしまい、クレジットカード会社から多額の請求が来たりしています。

カード決済でインターネットから手軽にゲームソフトをダウンロードできるようになり、支払い時のトラブルの増加と、トラブルを起こす子どもの低年齢化が急速に進んでいます。

これまで保護者は、子どもにどんなおもちゃを与えるかを考えて購入していました。しかし、インターネットから購入できることで、新たな視点を持つ必要が出てきました。

インターネットでの契約は、購入相手が分からないため、年齢の確認が正確ではありません。子どもは、ゲーム欲しさに年齢を偽って入力できるので簡単にゲームを買えてしまいます。大人が思っている以上に、子どもは友達やインターネットなどから多くの情報を収集しています。

家族で共有するインターネットができる端末でオンラインゲームを親子で楽しんでいる場合、子どもは大人が利用する姿をよく見ています。

利用料金は名義人である保護者に請求されます

子どもが決済の意味をじゅうぶん理解していなくても、カードの情報の入力などができるので、決済手続きができてしまいます。

インターネットの利用により、カード本体がなくてもカード番号、有効期限などの情報だけで取り引きできます。子どもが勝手に利用したとしても、規約などで家族間で使用したことになり、カードの名義人である保護者に請求されることになります。

トラブルに遭わないために

▼購入前に、ゲーム機やスマートフォン、携帯電話などが本当に必要なのか、子どもと話し合い、約束事や守れなかった場合の決め事を作りましょう。

▼保護者は、子どもが使う前にゲーム機やスマートフォンなどの機器や仕組みについて確認しましょう。必要ならば保護者による利用制限をかけましょう。

▼子どもが遊んでいるゲームが無料なのか有料なのか、有料ならば何が有料なのかを確認しておきましょう。

▼カードは後払いです。無料ではないこと、保護者に内緒で使ってはいけないことをしっかり教えましょう。

「1回くらいの利用なら」と子どものために番号を入力すると「登録完了」となり、次回からは簡単な認証のみで利用できてしまうインターネットのページもあります。

利用する前にはその仕組みをよく理解し、慎重に行う必要があります。カードの管理を厳重に行い、利用明細書は、毎月確認するようにしましょう。

彦根市消費生活相談窓口　☎30-6144
（午前9時～正午、午後1時～同4時15分）

消費者ホットライン　☎0570-064-370番（午前9時～午後4時）

警察（警察相談専用電話）　☎#9110番

市健康推進課（八坂町　市立病院敷地内・くすのきセンター2階）
☎24-0816、FAX24-5870

健康だより

すくすく　ベイビー

國金蓮音ちゃん（西今町）

馬場楓月ちゃん（小泉町）

西山結真ちゃん（日夏町）

ひこね元気計画21
マスコットキャラクター
“コンキー君”

人工授精治療費助成　申請期限（3月31日㈪）が迫っています

（特定不妊治療費助成の申請などは下のとおりです）

人工授精治療費の助成

対象（次の全てを満たす人）

▶治療日および申請時に市内に住所があり、法律上の婚姻をしている夫婦

▶夫婦の前年所得の合計額が 730 万円未満である人

▶夫婦のいずれもが市税を滞納していない人

助成額　人工授精に要した自己負担の半額（千円未満は切り捨て）を助成します。助成期間は通算２年間とし、助成金額は通算５万円です。

申請期限　**3月31日㈪**　※治療日が３月１日㈯～同 31 日㈪である場合のみ、申請期限は４月 30 日㈬です。

申請と決定　市健康推進課に申請してください。申請後、審査のうえ決定します。詳しくは、彦根市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

特定不妊治療費の助成

対象（次の全てを満たす人）

▶治療中および申請時に市内に住所があり、法律上の婚姻をしている夫婦

▶「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている人

▶夫婦のいずれもが市税を滞納していない人

助成額　不妊治療に要した費用から、滋賀県の助成金を差し引いた額を彦根市から助成します。特定不妊治療（保険診療外）に対して、１回の治療につき上限５万円（※下の助成額の治療方法のときは２万５千円）を、１年度目は３回、２年度目以降は２回を限度に、通算 10 回を超えない範囲で助成します。助成期間は５年間とし、他市町村で助成を受けていた期間も合わせます。

※助成額２万５千円に該当する治療方法

●以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

●採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

申請期限　「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の**決定日から３か月以内**

申請・問い合わせ先

市健康推進課

子育てホットライン

育児の不安や悩み、予防接種の相談など、お気軽にご連絡ください。

☎ 26-0192（いくじ）

月～金曜日（祝日を除く）
8：30～17：15

らくらく禁煙相談

喫煙は、ニコチン依存です。「タバコのない新しい生活」「タバコのない新しい自分」に出会うための一歩を応援します。

日時　4月9日㈬　午前9時、同10時、同11時

場所　くすのきセンター2階

定員　3人（各時間1人、予約制）

内容

●たばこへの依存度が分かる検査

▼肺の汚れ度チェック（呼気中の一酸化炭素の濃度測定）

▼たばこの依存度チェック（尿中ニコチン濃度検査）

●やめ方のアドバイス

申込・問い合わせ先　市健康推進課